

を支援します

市では、エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担を軽減し、市民生活や地域経済の安定を図るため、緊急的な支援策を実施します。

保育施設などへの支援(事業者支援)

特定教育・保育施設等電力・ガス等価格高騰支援給付金

安定的な保育環境や保育サービスの提供を支援するため、教育・保育施設などに対し、市独自の給付金を支給します。

対象＝市内の私立保育園・認定こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・私立幼稚

園・認可外保育施設の設置者

支給額＝定員数に応じて1施設当たり3～50万円

申請期限＝10月31日(火)(必着)

※申請方法などは対象となる施設に個別に通知します。くわしくは保育課(☎20-1607)へ。

介護・障がい福祉サービス事業者への支援(事業者支援)

介護・障がい福祉サービス事業者の安定的な事業の継続を支援するため、支援金を支給します。

県の支援の対象とならない事業所についても、市独自で支援を行います。

介護サービス事業者等物価高騰対策支援金

対象＝市内の介護サービス事業所の設置者

支給額＝サービスの種別に応じて1施設当たり5～35万円(1法人当たり上限75万円。特別養護老人ホーム・介護老人保健施設は別途補助あり)

申請方法＝申請書を直接または郵送で高齢者福祉課(市役所議会棟1階 〒286-8585 花崎町760)へ

申請期限＝7月31日(月)(必着)

障がい福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金

対象＝市内の障がい福祉サービス事業所の設置者

支給額＝サービスの種別に応じて1施設当たり5～30万円(1法人当たり上限75万円。入所施設は別途補助あり)

申請方法＝申請書を直接または郵送で障がい者福祉課(市役所議会棟1階 〒286-8585 花崎町760)へ

申請期限＝7月31日(月)(必着)

※対象となる事業者には申請書を送付します。くわしくは、介護サービス事業者等物価高騰対策支援金については高齢者福祉課(☎20-1537)、障がい福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金については障がい者福祉課(☎20-1539)へ。

畜産農家の経営を支援(事業者支援)

輸入飼料高騰緊急支援給付金

輸入飼料の価格高騰により、畜産農家の経営悪化が深刻な問題となっていることから、経営危機からの脱却を支援するため、市独自の給付金を支給します。

対象＝乳牛・肉牛・豚・採卵鶏・肉用鶏を飼育し、今後も畜産業を継続する市内の畜産農家

支給額＝1万円(乳牛は1頭、肉牛は3頭、豚は10頭、採卵

鶏・肉用鶏は440羽当たり。1経営体当たり上限200万円)

申請方法＝申請書・必要書類を農政課(市役所4階)へ

申請期限＝12月28日(木)(必着)

※対象となる事業者には申請書を送付します。くわしくは同課(☎20-1541)へ。

土地改良区などの運営を支援(事業者支援)

農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金

土地改良区などの健全な運営と事業の推進を図るため、運営に大きな影響を及ぼしている電気料金(燃料費調整額)の高騰分に対し、その一部を市独自で補助します。

対象＝市内に受益地のある土地改良区と水利組合

補助額＝令和5年4～9月分の電気料金(燃料費調整額)と令

和3年同月分を比較した高騰分から、県からの補助額を差し引き、本市の受益面積割合を乗じた額

申請方法＝申請書・必要書類を農政課(市役所4階)へ

※申請書の様式や申請期限などの詳細は、決まり次第、市ホームページでお知らせします。くわしくは同課(☎20-1542)へ。

市民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に変更され、経済活動が回復しつつあるものの、エネルギーや食料品価格などの物価の高騰により、市民生活や事業活動に影響が出ており、本市の地域経済においても負担が増しているところでもあります。

そこで、市では、市民や事業者の負担の軽減を図り、皆さまの生活や事業活動を支援するための独自の支援策を実施いたします。

市民の皆さまにおかれましては、支援制度を有効に活用することで生活や事業活動の安定化の一助としていただくようお願いいたします。

成田市長 小泉 一成

住民税非課税世帯・家計急変世帯を支援(生活に関する支援)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

物価の高騰により家計への影響を特に大きく受けている住民税非課税世帯に対し、給付金を支給します。家計急変世帯についても、市独自で支援を行います。

対象＝次のいずれかに当てはまる世帯の世帯主

- ①…世帯全員が令和5年6月1日時点で市に住民記録があり、令和5年度市区町村住民税均等割が非課税である世帯
- ②…①以外で、予期せず1～9月の家計が急変し、世帯全員が①と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

支給額(1世帯当たり)＝3万円

申請方法

- ①8月上旬に対象世帯に郵送される確認書を同封の返信用封筒で送付。世帯の中に1月2日以降に転入した人または未申告の人がいる場合は、世帯主が必要書類を持って8月上旬に開設する特設窓口へ
- ②世帯主が必要書類を持って8月上旬から開設する特設窓口へ

申請期間＝8月上旬～10月31日(火)(必着)

支給方法＝指定の口座に振り込み

※特設窓口の開設場所などの詳細は、決まり次第、市ホームページや広報なりたでお知らせします。くわしくは社会福祉課(☎20-1536)へ。

子育て世帯を支援(生活に関する支援)

子どもの成長応援臨時給付金

習い事などにかかる費用の負担軽減を図るため、子育て世帯に対し給付金を支給します。県の支援の対象である小中学生の保護者に加え、未就学児や高校生などの保護者についても、市独自で支援を行います。

対象＝次のいずれかに当てはまる子どもを養育している、令和5年4月30日時点で市に住民記録のある主たる生計維持者(主たる生計維持者が市に住民記録がない場合は、対象となる子どもと同居している養育者)

- ①令和5年4月30日時点で市に住民記録がある平成20年4月2日～令和5年4月30日に生まれた子ども
- ②令和5年4月30日時点で市に住民記録がある平成17年4月2日～20年4月1日に生まれた子ども(県から高等学校等新入生臨時給付金の給付を受けた子どもを除く)
- ③令和5年5月1日～6年4月1日に生まれ、出生による初めての住民登録地が本市である子ども

支給額(子ども1人当たり)＝1万円

申請方法

- ①を養育している対象者のうち、市から児童手当を受給している人…申請不要(児童手当の登録口座へ振り込み)
- ①を養育している対象者のうち、市から児童手当を受給していない人…申請書を直接または郵送で子育て支援課(市役所2階 〒286-8585 花崎町760)へ
- ②③を養育している対象者…申請書を直接または郵送で子育て支援課へ

申請期間

- ①②令和5年8月中旬～6年2月29日(木)(当日消印有効)
- ③令和5年9月上旬～6年4月15日(月)(当日消印有効)

※申請書の配布方法などの詳細は、決まり次第、市ホームページや広報なりたでお知らせします。くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。